

# 佐賀県環境影響評価技術指針 の一部改正について

平成26年3月

佐賀県くらし環境本部環境課

## 佐賀県環境影響評価条例等の改正状況

H26.4.1施行予定

### ○「佐賀県環境影響評価条例」(H25.3改正済)

法改正の趣旨を踏まえ、配慮書手続の追加、インターネット公表の義務化などを規定

### ▪「佐賀県環境影響評価条例施行規則」(H25.12改正済)

対象事業に風力発電所の設置工事を追加、配慮書の公表方法などを規定

### ▪「佐賀県環境影響評価技術指針」(H26.3改正済)

配慮書手続に係る調査方法、風力発電所の設置工事に係る調査手法など技術的な事項を規定

## 技術指針の構成

### 佐賀県環境影響評価技術指針

#### 目次

第1章 趣旨(第1条)

第2章 環境影響評価の項目等の選定(第2条—第9条)

第3章 環境保全措置(第10条—第13条)

第4章 方法書、準備書、評価書及び事後調査報告書の作成(第14条—第17条)

第5章 環境影響評価その他の手続の特例等(第18条—第20条)

附 則 ※施行日等を規定

別表1 ※環境影響評価項目を規定

別表2 ※調査手法、予測手法を規定

## 技術指針の改正のポイント 1

### 1 条例改正で新規追加された「配慮書手続」に係る改正事項

#### (1) 配慮書手続に係る調査・予測・評価の方法等を規定

(調査)原則として既存資料により実施し、必要に応じて専門家等からの聴取や現地調査等の方法により情報を収集する。

(予測)比較・評価ができるように可能な限り定量的に行う。

(評価)位置等に関する複数案が設定されている場合には、当該複数案ごとの選定事項について環境影響の程度を比較することにより行う。

#### (2) 計画段階配慮事項※1の選定方法等を規定

計画段階配慮事項は、事業特性及び地域特性を踏まえ、重大な影響を受けるおそれのある項目を選定する。

その際は、必要に応じて専門家等の助言を受け、当該助言の内容及び当該専門家等の専門分野を明らかにすることに加えて、所属機関の種別を明らかにするよう努める。

※1 当該配慮書対象事業に係る環境の保全のために配慮すべき事項(「建設機械の稼働」に係る「振動」、「施設の稼働」に係る「騒音」など)

## 技術指針の改正のポイント 2

### 2 規則改正で対象事業に新規追加された「風力発電所の設置工事」に係る改正事項

(1) 事業者が環境影響評価項目を選定するに当たって、参考とする評価項目「参考項目」を規定…＜別表1＞

※「建設機械の稼働」に係る「騒音及び低周波音」、「施設の稼働」に係る「風車の影」など

(2) 事業者が環境影響を調査・予測するに当たって、参考とする手法「参考手法」を規定…＜別表2＞

※「風車の影」の調査手法・予測手法など

### 3 既存部分に係る改正事項

(1) 「標準項目」、「標準手法」を「参考項目」、「参考手法」に変更

環境影響評価の項目、手法について、事業特性や地域特性に応じて、より効果的な調査及び予測が実施されるように、強い縛りとして理解されない名称に変更。

## 技術指針の改正のポイント 3

(2)「事後調査標準項目」を規定しないこととした。

(1)と同様の理由から、「事後調査標準項目」を規定しないこととし、事業者が事後調査の必要性、事業特性及び地域特性に応じ適切な項目を選定する。

(3)調査・予測・評価の手法の選定に当たっては、計画段階配慮事項の検討において収集した情報及びその結果を最大限活用する。

(4)評価について、結果に至った考え方や、基準・目標の適用の根拠を明らかにする。

### 4 その他の改正事項

・その他、「環境影響評価法に基づく基本的事項」及び「主務省令」の改正内容を踏まえ、所要の改正を行った。

◎技術指針は平成26年3月改正済、4月1日施行予定